

201501010A・B

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業
(政策科学推進研究事業)

性的虐待事案に係る
児童とその保護者への
支援の在り方に関する研究

平成26・27年度 総合研究報告書
平成27年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 岡 本 正 子

平成 28(2016)年 3 月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究所
(政策科学推進研究事業)

性的虐待事案に係る
児童とその保護者への
支援の在り方に関する研究

平成26・27年度 総合研究報告書

研究代表者 岡 本 正 子

平成 28(2016)年 3 月

目 次

I 総合研究報告書

性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方に関する研究	1
研究代表者 岡本正子	
研究分担者 山本恒雄	
岡本正子	
八木修司	

II 分担研究報告書

1-1 児童相談所における性暴力被害児への支援	13
1-2 性的虐待・家庭内性暴力被害及びその疑い、あるいはその他の性暴力被害とその疑いのある児童の緊急保護（調査保護を含む）における一時保護の対応ガイドライン試行版 2016 年版	31
山本恒雄、渡邊 直、青木栄治、渡辺裕子、妹尾洋之 稲葉史恵、大久保牧子、浅野恭子、富田和士、村田雅子 丸山恭子、和田一郎、中嶋佐智子	
2-1 性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究	65
2-2 性的虐待を受けた子どもを支える非加害保護者への支援（提案型ガイドブック 2015 年）	93
岡本正子、薬師寺真、青井美帆、薬師寺順子、前河 桜 河野真寿美、佐藤朋幸、池田かおり、丸橋正子、島 ゆみ 氏原奈穂、伊庭千恵、佐々木敦志、増井香名子、加藤典子 渡邊治子、平岡篤武	
3-1 情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究	183
3-2 情緒障害児短期治療施設版 性的虐待・家庭内性暴力被害児の生活支援、心理ケア、医療ケアのガイドライン（試行）	251
八木修司、塩見 守、高田豊司、中垣真通、中村有生、 新美裕之、早川 洋、平岡篤武、樋口純一郎、森 歩夢 宮口幸治	

I 総合研究報告書

性的虐待事案に係る児童とその保護者への 支援の在り方に関する研究

研究代表者 岡本正子（大阪教育大学教育学部 特任教授）

研究要旨

本研究は、平成20～22年度の厚生労働科学研究「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」（研究代表者柳澤正義）の研究成果及びその実践を経て、さらに明らかになった「性的虐待・家庭内性暴力被害を受けた子どもとその保護者への支援」の課題に焦点をあて、より実践的な対応と継続した治療的な支援の在り方を開発するものである。すなわち、①「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」及び「厚生労働省子ども虐待対応手引き平成25年8月改正版」を踏まえ、性的虐待・家庭内性暴力被害児の一時保護における一時保護所職員・児童相談所担当者による初期対応の基本的枠組を詳細化したガイドライン試行版の策定、②児童相談所・児童福祉施設における非加害保護者・家族への支援の在り方について、初期対応時点から中・長期的なマネジメントと支援を視野に入れたガイドブックの作成、③情緒障害児短期治療施設における子どもと保護者への治療的支援の在り方に関して、より治療的観点やソーシャルワークの観点を入れた実践的な内容のケア・ガイドライン試行版を作成することを目的とする。

研究は2年計画で実施され、初年度は概ね質問紙調査による実態把握と課題整理、2年目には聞き取り調査および詳細な質問紙調査を行い、その結果を踏まえてガイドライン（試行版）とガイドブックの策定を行った。

以下、分担研究班ごとに方法と結果の概要を示す。

分担研究①

児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方（研究分担者 山本恒雄）

研究1年目の平成26年度は、質問紙調査を通じて全国児童相談所の一時保護についての現状と課題に関する検討を行うとともに基本的な性暴力被害児の一時保護過程における対応課題の整理を行った。研究2年目は、前年度の調査のさらなる検討を進めた結果、一時保護直後の初期段階からの被害児へのケア開始が重要であること、特に職権保護による本人同意が無い事例、あるいは被害事実への直面化による動揺が激しい被害児への一貫した支援は、一時保護所入所初日から、児童相談所職員においては最初の子どもの接触時から、一貫して意識されている必要性が確認された。またそれらの作業はひとりの担当者の専門性によるものではなく、組織、チームとしての専門性が問われるものである。これらの分析および平成25年度に実施された一時保護所についての全国調査（和田2014）の分析、さらに各研究班員の現場、関係者への意見聴取等を踏まえた協議により、都市部で性暴力被害事案の対応経験数が多い児童相談所・一時保護所での性暴力被害児の一時保護（その一部は職権による調査保護である）における初期段階の対応手順の整理を行い、「性的虐待・家庭内性暴力被害及びその疑い、あるいはその他の性暴力被害とその疑いのある児童の緊急保護（調査保護を含む）における一時保護の対応ガイドライン試行版2016年版」を作成した。

分担研究②

性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究（研究分担者 岡本正子）

研究1年目は全国児童相談所への質問紙調査を実施し、研究2年目は質問紙調査の分析を踏まえて抽出した児童相談所への聞き取り調査を行い、非加害保護者支援に関する現状と課題を把握した。その結果、多くの児童相談所が非加害保護者支援の必要性を認識しているが、「非加害保護者」の概念や支援に関する認識の統一はまだ十分ではないと考えられた。また現実的な取り組み状況も全国的にみると多様で、事例に常時遭遇する都市部の児童相談所においては、組織としての対応・支援方法を一定保有しながら取り組んでいるが、年間件数が少ないところではスキルの伝承が困難という状況が把握された。さらに背景にDVがある性的虐待事案における非加害保護者理解や、児童相談所とDV相談機関との連携の在り方にも課題が多いことが明らかになった。二つの調査の分析と海外文献調査等を踏まえた研究班員の協議により、「性的虐待を受けた子どもを支える非加害保護者への支援（提案型ガイドブック2015年）」を作成した。

分担研究③

情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究（研究分担者 八木修司）

研究1年目は、全国情緒障害児短期治療施設（以下情短）を対象に、性的虐待を受けた子どもに関する施設生活の支援の実態や心理ケア、ソーシャルワークのあり方、児童相談所や医療機関などの連携の状況を把握するための質問紙調査を行った。研究2年目は、1年目の結果を踏まえて、家庭内性暴力被害を受けて入所中の児童の実態や心理治療的および精神医学的アプローチなどのより詳細な現状を把握する目的で全国情短施設への質問紙調査を行い、「情緒障害児短期治療施設版 性的虐待・家庭内性暴力被害児の生活支援、心理ケア、医療ケアのガイドライン（試行）」を作成した。

研究分担者

山本 恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所客員研究員
岡本 正子	大阪教育大学教育学部特任教授
八木 修司	関西福祉大学社会福祉学部教授

研究協力者

渡邊 直	千葉県銚子児童相談所
青木 栄治	神奈川県中央児童相談所
渡辺 裕子	千葉県柏児童相談所
妹尾 洋之	神奈川県平塚児童相談所
稲葉 史恵	神奈川県中央児童相談所
大久保牧子	神奈川県中央児童相談所
浅野 恭子	大阪府中央子ども家庭センター
富田 和士	大阪府中央子ども家庭センター
村田 雅子	大阪府中央子ども家庭センター

丸山 恭子	カウンセリングルームまるやま
和田 一郎	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所
中嶋佐智子	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所
青井 美帆	岡山県福祉部子ども未来課
薬師寺順子	大阪府福祉部子ども室家庭支援課
前河 桜	大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課
河野真寿美	大阪府富田林子ども家庭センター
佐藤 朋幸	大阪府東大阪子ども家庭センター
池田かおり	大阪府東大阪子ども家庭センター
丸橋 正子	大阪府池田子ども家庭センター
島 ゆみ	大阪府中央子ども家庭センター
氏原 奈穂	大阪府中央子ども家庭センター
伊庭 千恵	大阪府障がい者自立相談支援センター
佐々木敦志	大阪府障がい者自立相談支援センター
加藤 典子	東大阪市子どもすこやか部子ども子育て室子育て支援課
増井香名子	大阪府女性相談センター
渡邊 治子	社会福祉法人大阪水上隣保館
塩見 守	情緒障害児短期治療施設 清水が丘学園
高田 豊司	児童養護施設 光都学園
中垣 真通	子どもの虹情報研修センター
中村 有生	情緒障害児短期治療施設 清水が丘学園
新美 裕之	情緒障害児短期治療施設 あゆみの丘
早川 洋	情緒障害児短期治療施設 嵐山学園
平岡 篤武	常葉大学教育学部心理教育学科
樋口純一郎	児童自立支援施設 若葉学園
森 歩夢	児童養護施設 立正学園
宮口 幸治	交野女子学院・宮川医療少年院

A. 研究目的

児童相談所における性的虐待対応については、平成20～22年度の厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者柳澤正義）」によって一定のとりまとめが行われた。特に「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」の開発と全国各自治体での研修・トレーニングの実施、及び仲真紀子らの研究との共同作業を通じて、通告後の被害確認率は、平成19年度の42%から平成23年度には93%（全児相2013）に向上した。しかしその成果は同時に、確実な子どもの保護を遂行するための児童福祉ソーシャルワークの新たな枠組みの必要性、特に家庭内性暴力被害で緊急保護された子どもの一時保護所での初期対応の課題、施設入所後の治療的支援の課題などを明らかにする結果ともなった。これらはすべて、家庭内性暴力被害に遭った子どもへの初動からの治療的対応の必要性をより浮き彫りにしている。子どもへの初期からの治療的接近については、既にいくつかの先行研究が進んでいるが、これらの成果を児童相談所の性暴力被害児への初期対応システムに組み込む作業は、これまでのところ散発的・個別的な報告のみで全国的な自治体を対象にした作業は行われていない。

また被害に遭った子どもへの支援に不可欠な非加害保護者・家族支援は、欧米では一定取り組まれている。その知見を踏まえて行った平成19～21年度の厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業）「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究（主任研究者高橋重弘）」において、研究代表者らは初期対応時の非加害保護者支援の重要性と課題を明らかにし、その成果は「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」に対応指針として一定反映されたが、児童相談所等における初期対応時点からの非加害保護者支援の取り組みはまだ個別的な状況にある。またDV事案に併発した家庭内性暴力事案における非加害保護者支援など、困難事例への取り組みは大きな課題となっている。

これらの状況を踏まえて本研究は、被害に遭った子どもへの初期対応時点（一時保護）からの治療的支援と施設入所後の治療的支援、および子どもを支える非加害保護者への初期対応時点からの支援の在り方等を開発し、3つの研究班の平成26～27年度の活動を通じてのガイドラインの作成、あるいは提案型ガイドブックの作成提供を行うことを目的とする。

B. 研究方法

本研究は、3つの分担研究で構成されているが、各分担研究の研究テーマは相互に関連していることから、研究全体の整合性を確保するため、研究代表者は分担研究間の調整等、全体的な統括も行った。

研究は2年計画で実施され、初年度は概ね質問紙調査による実態把握と課題整理、2年目には聞き取り調査および詳細な質問紙調査を行い、その結果を踏まえてガイドライン（試行版）とガイドブックを作成した。

1. 児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方（研究分担者 山本恒雄）

研究1年目（平成26年度）に全国児童相談所の一時保護についての質問紙調査による実態の把握と分析、及び平成25年度に実施された一時保護所についての全国調査（和田，2014）の分析、さらに各研究班員の現場、関係者への意見聴取等を踏まえた協議により、都市部で性暴力被害児の処遇経験数が多い児童相談所一時保護所での性暴力被害児の一時保護（その一部は職権による調査保護である）におけるガイドラインを作成した。

2. 性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究（研究分担者 岡本正子）

研究1年目は全国児童相談所を対象に、性的虐待を受けた子どもの非加害保護者・家族への対応と支援について質問紙調査を行い、実態の把握と分析を行った。調査項目は①統計、②性的虐待相談対応、③性的虐待における非加

害保護者を中心とした家族への対応と支援、④性的虐待相談における初期対応後の支援と機関連携である。また非加害保護者支援に関するより詳細な現状を把握するために、1年目の調査結果を踏まえて抽出した、6自治体の児童相談所への聞き取り調査（1年目・2年目実施）を行った。それらの二つの調査の分析と、研究班員による研究協議、および文献研究により、研究2年目に、「性的虐待を受けた子どもを支える非加害保護者への支援（提案型ガイドブック2015年）」を作成した。

3. 情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究 （研究分担者 八木修司）

研究1年目は、全国38カ所の情短を対象に、①子どもの安全を守る取り組み、②治療についての基本的な取り組み、③性に関する支援、④性的虐待を受けた子どもの治療、⑤家族との関係の回復や関係機関との連携に関する質問紙調査を行って、その実態の把握と分析を行った。1年目の分析を踏まえて更に詳細な実態把握を行うために、研究2年目は再度、全国42カ所の情短を対象に、家庭内性的暴力被害児に関して①児童状況、②家族状況、③性暴力被害の状況、④発覚時の状況、⑤入所中の本児の様子、⑥施設でのさまざまなアプローチなどに関する質問紙調査を行った。1年目、2年目の質問紙調査、および各研究班員の現場、関係者への意見聴取等を踏まえた協議により、「情緒障害児短期治療施設版 性的虐待・家庭内性暴力被害児の生活支援、心理ケア、医療ケアのガイドライン（試行）」を作成した。

（倫理面への配慮）

本研究では、児童相談所、児童福祉施設における性的虐待・性暴力被害を受けた子どもやその保護者への対応や支援の実態を把握するために、これらの機関職員への質問紙調査や聞き取り調査、さらに事例を収集することになるが、調査に際しては個人情報取り扱いに留意し、個人が特定される情報項目は極力排除するとともに、分析は数値的な処理し、集計結果を公表

した。個別情報は部分的な情報に限定し、かつ一般的な選択項目や数値化した情報として扱うが、情報の性質上、当該個人から同意を得ることは困難であり、それぞれの相談・援助に支障をきたす危険性もあることから、回答は無記名、かつ調査対象である個々の機関として許容される範囲内の情報提供とし、それをもって情報提供の同意とした。また集計・解析を終えた原資料は廃棄処分とする。これらの要件について、平成26年度は日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会、平成27年度は、各研究分担者の所属する大阪教育大学倫理委員会、愛育研究所研究倫理会、関西福祉大学倫理委員会の審査・承認を受けている。なお、開示すべき利益相反はない。

C. 研究結果

1. 児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方（研究分担者 山本恒雄）

平成26年度は、全国国207カ所の児童相談所について質問紙調査を行い、171カ所からの回答（回収率82.6%）を得た。

ガイドラインの周知状況は有効件数167カ所（回答中97.7%、全児相比80.7%）で「全部読んだ～概ね目を通した～一部読んだ」が児童相談所全体で91.6%、虐待対応担当部門で92.2%となり、平成23年度の全国児童相談所長会調査（以後全児相調査と記載）が82.9%であったのに対して上昇していた。

通告受理直後の初期被害調査の実施は106カ所：79.1%で即日か速やかに実施される体制にあると報告されており、ガイドライン2011年版が薦めてきた「出来るだけ早い対応」という方針がかなり浸透していることがうかがわれた。

初期の調査手法については日本子ども家庭総合研究所の初期被害調査面接トレーニング研修による初期被害調査面接とCorner Houseの開発によるリフカー（RIFCR）等の専門的技法による調査を74カ所（55.2%）が実施し、何らかの特化された初期被害調査面接までを含むと123カ所（91.8%）が実施、さらに一般的な面

接までを含めると、初期被害調査を意識していないという1所を除き、134か所(99.3%)が初期調査を意識的に実施していた。およそ性的虐待・家庭内性暴力被害に関する通告に対しては、回答のあった135か所中134か所の児童相談所で何らかの初期被害調査が実施されており、その約8割で即日か速やかな調査が意識されていた。しかし、全体として、性的虐待・家庭内性暴力被害事案においては、子どもの安全の確保が重要な優先課題であることが意識されているとも言えるが、調査保護としての対応は約4割に留まっていた。

また、児童相談所一時保護所の実態及び主たる課題については、次のような現状と課題が把握された。①一時保護所の定員オーバー等による一時保護困難の経験か所が全体の4割を超えている、②問題行動や処遇見通しを理由に性暴力被害児が一時保護できなかった経験は7割を超える、③性暴力被害で一時保護中に何らかの問題・症状を示す子どもはおよそ7～8割を占める、④性暴力被害児についての一時保護所での支援対応の標準化は今後の課題となっている、などであった。

上記調査について、27年度にさらに検討を進めた結果、一時保護直後の初期段階からの被害児へのケアとしての対応開始が重要であること、特に職権保護による本人同意が無い事例、あるいは被害事実への直面化による動揺が激しい被害児への一貫した支援は、一時保護所入所初日から、児童相談所職員においては最初の子どもの接触時から、一貫して意識されている必要性が確認された。またそれらの作業はひとりの担当者の専門性によるものではあり得ず、組織、チームとしての専門性が問われていた。

これらの検討を通じて、別に呈示する「性暴力被害児についての一保ガイドライン2016年試行版」を作成した。

2. 性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究(研究分担者 岡本正子)

平成26年度は、全国児童相談所207か所を対象に質問紙調査を実施し、173か所からの回

答(回収率:83.6%)を得た。

調査対象年度である平成25年度の全国児童相談所における性的虐待相談対応件数は1,582件(全虐待相談対応件数の2.1%)で、平均すると一児童相談所あたり7件となっており、地域差が大きいという実情もあるが、総じて他の虐待に比べて1年間に経験するケースが非常に少なく、対応のノウハウが蓄積されにくいという現状が把握された。

また、本調査(回答児相173か所;全児相比83.6%)において把握された家庭内性暴力被害件数は539件で、回答児相の対応件数は0～21件以上(平均3.1件)となっており、性的虐待と同様に地域による差が大きいという状況が見られた。その内訳をみると、きょうだいによる性的暴力被害件数が149件と27.6%を占めており、非加害保護者支援を考える際に、児童相談所においては家庭内性暴力、ことにきょうだいによる性暴力被害への対応も必要とされている現状が把握された。

非加害保護者対応ガイドラインの作成状況は、[作成・ある程度作成]しているのは27か所に留まっている一方で、[あまり作成していない・作成していない]142児童相談所におけるガイドラインの必要度の認識は、9割以上が[必要・ある程度必要]と回答しており、非加害保護者対応ガイドラインへのニーズが高いことが確認された。

非加害保護者への支援・指導は94.2%と大部分の児童相談所で実施されており、その後の継続支援も77.5%の児童相談所が何らかの形で取り組んでおり、非加害保護者をキーパーソンとして位置付け、支援している状況が明らかになった。

初期対応時の非加害保護者との面接は概ね行われており、虐待者と分離した非加害保護者への個別面接の実施率も92.5%となっていた。しかし、その面接内容は、虐待事実への対応についてはまだ扱いやすいが、非加害保護者自身の心身の状態や被害体験については、初期対応では聞き取りにくい状況が見られた。

施設入所後は、児童相談所と施設間で支援計画などの情報共有が93.6%の自治体で行われて

いた。また家庭引き取り後の支援期間は「半年から2年未満」が74.6%と、一定期間のフォローが続けられている実態が明らかになった。その支援内容として中心的なものは安全な生活基盤の確保で、非加害保護者には加えて被害児童の今後の問題への理解と支援や、被害児童の心身の状態の理解と支援などを働きかけていた。さらに、被害児童に対しては心理的な回復支援(76.3%)が行われていた。

性的虐待相談の背景にDVがある可能性については、大部分の児童相談所で意識されていた。DVが背景にある性的虐待事例の場合の対応が困難な理由は「非加害保護者とパートナーとの関係解消が困難」が最も多く、次いで「加害者の影響下における非加害保護者の子どもを守る力のアセスメント」が挙がっていた。また非加害保護者がDV被害者の場合、児童相談所においてはDVの対応に焦点化した関わりとして情報提供やDV理解への働きかけが多く、実際に相談機関への同行支援やDV相談対応者との同席面接を行っているところは少なかった。

聞き取り調査からは、調査対象の児童相談所すべてにおいて非加害保護者を初期対応時点から支援している状況がより明らかになった。またその中でも先進的な児童相談所においては、一時保護後の在宅支援や施設退所後の在宅支援に関しても地域支援機関や学校との連携の中で、一定期間支援している状況が把握された。しかし全体的な傾向として、非加害保護者・家族支援は、担当者の経験則で行われている状況もあり、事例数が少ない自治体においてはそのスキルの伝承が困難という実態も示された。さらに性的虐待の背景にDV事案がある事の認識はあるが、DV事案における非加害保護者支援に関する児童相談所職員の理解や経験は乏しく、またDV相談機関との実効性のある連携に関しても課題が多いことも明らかになった。

これらから、より実践的な内容が示されたガイドブックが求められている現状が明らかになり、「性的虐待を受けた子どもを支える非加害保護者支援(提案型ガイドブック2015年)」を作成した。

3. 情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究(研究分担者 八木修司)

一年目の平成26年度では全国38カ所の情短に質問紙調査を実施して34カ所から回答を得た(回収率89.4%)。全入所児童1,080名の内、被虐待児童は730名(67.6%)であった。その内、児童虐待の防止等に関する法律の定義に沿う被性的虐待は43名であった。また、法の定義に沿わないが兄やその他の家族、同居者などに性的虐待を受けた児童は28名であり、合計すると71名の家庭内性暴力被害児(全入所児童の6.6%)が入所している実態が明らかになった。調査では、①子どもの安全を守る取り組み、②治療についての基本的な取り組み、③性に関する支援、④性的虐待を受けた子どもの治療、⑤家族との関係の回復や関係機関との連携などを問い、一定の生活支援や心理ケア、ソーシャルワークに関する基礎的資料は得たが、具体的な支援内容やその課題の把握は不十分であった。

二年目の平成27年度については更に詳細な実態把握を行うために、再度、全国の情短(42カ所)に質問紙調査を行い、38施設(回収率90.5%)から回答を得た。その内、被性的虐待児および家庭内性的暴力被害児の該当のない施設が5施設、回答辞退が1施設あり、事例回答は32施設であった。回答事例は162事例で被性的虐待児および家庭内性的暴力被害児に該当しない事例が9事例あり、有効事例153事例について検討を加えた。

性被害開始時期において最も高い割合を示したのは「小学高学年」(33.3%)、続いて「小学低学年」(28.8%)となっており、「乳幼児期」(13.1%)と合わせると約75%が中学生未満の年齢から被害にあっていること判明した。

性的虐待が生じた家庭環境および保護者の課題を問うと、「経済的問題」が67件、「性に関する問題(性的な逸脱行動、性に関する不適切な言動、認識等)」が52件、「精神疾患による問題」が44件、「DV」が34件、「知的障害や発達障害に起因する問題」が26件などあり、

子どもを養育する上での家庭基盤の脆弱性がうかがえた。

性的虐待を受けた子どもの治療については、全国の情短が治療施設として被性的虐待事例への基本的な理解（アセスメント）と心理治療の対応（スキル）を身につけ、一定水準以上の対応力を有していることがうかがえたが、一方で「身体を通じた治療法（リラクゼーション、自律訓練法、動作法等）を必要に応じて実施する準備がある」（53.1%）、や「被害記憶に関する治療的介入（曝露療法やEMDR等）を必要に応じて実施する準備がある」（40.6%）といった被性的虐待児童への具体的な対応と考えられる項目についての実施率は高くなかった。

性暴力被害児が示した症状、問題については、トラウマ反応の「過覚醒」「回避・麻痺（解離）」「再体験」の3つの主症状の結果では、いずれも入所直後に少し悪化するが、その後の経過を見ていくと大きな改善が見られていた。ただし、ゆがんだ記憶として刻み込まれた再体験症状は、出現率自体は低いものの出現した場合の改善は他のトラウマ反応よりも悪かった。「認知の変化」と「身体化」は、入所による改善があまり見られなかったが、「行動の変化」は入所直後から改善し、現在及び退所前にはさらに改善していた。

性的虐待・性的暴力をうけた子どもの肯定的資質や資源に関して、コンピテンス、感情、自己価値、ストレス、社会性、希望・楽観性、新奇性の観点から調査した。すべての質問項目において、施設生活や支援が子どもの肯定的資質や資源を伸ばしていくことに役立っていることがうかがえた。ただし、どの質問項目についても、肯定的資質はまだ低い水準にとどまっていると言え、長期的な支援、継続した支援の必要性が示唆された。

心理療法で扱ったテーマでは、「情緒の安定」、「生活上のストレス」、「対人関係の問題」が上位を占めており、介入の方法は、重篤な被害を受けた子どもへの治療的介入技法において、「カウンセリング（治療的会話）」が最も頻度が高く、次が「遊戯療法」であった。また、セカンドステップやSST等の心理教育的なプログ

ラムを取り入れている施設も複数見られた。

医療に関して、診断名は反応性愛着障害が最も多く、次いで解離性障害、自閉症スペクトラム、ADHDであった。向精神薬の内服は、性暴力被害児の40%強が内服しており、内服の対象となる症状は「感情の変化」「過覚醒」「行動の変化」の順に多かった。

以上の質問紙調査の結果を踏まえて、研究協力者である情短職員を中心に情短以外の児童養護施設、児童自立支援施設、少年院など複数の施設職員とも協議し、今回、新たに「情短版 家庭内性的被害児に関する生活支援・心理ケア・医療ケアなどのガイドライン（試行）」を完成させた。その際、平成22年度作成の「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」ガイドラインとも比較検討した。

D. 考察

本研究は、平成20～22年度に行われた厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者：柳澤正義）」を引きついで継続研究の性格を有している。「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」において策定された「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」は児童相談所における性的虐待対応に一定の成果をもたらし、また「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」は、児童養護施設等における性的虐待を受けて入所した子どもへのケアに際して一定の指針として用いられている。しかし同時に新たな課題をも示す結果となっており、今回は、その課題の中から、①一時保護所における被害を受けた子どもへの処遇と、②被害を受けた子どもの支援に不可欠な非加害保護者への対応と支援、さらに③情緒障害児短期治療施設における生活ケア・心理ケア・医療ケアに焦点をあてた研究を行った。

分担研究①：一時保護所における入所児童の処遇には性暴力被害児に限らず、初動の段階から高度の治療的配慮を要しており、その専門性

の維持・向上が必須である。特に、従前より処遇の難しさを指摘されてきた性暴力被害児への対応はそのひとつの切り口であり、多様な職種ของทีม連携、複数の児童福祉司、一時保護所職員集団による組織的なチーム対応が基本となる。しかし全国各地の一時保護の体制・実績、個別ケアの体制には相当のバラつきが認められ、全体としての統一的な課題整理が困難な実態がある。故に都市部で性暴力被害児の処遇経験数が多い児童相談所の対応手順をモデルとして提示し、経験数がまだ少ない各地での実務における活用、さらには各地の実状に適した今後の作り込みに資する基本的な枠組を提供することにより、全国児童相談所の一時保護における対応の専門性の拡張・充実に貢献することが重要と考えられた。

分担研究②：非加害保護者支援に関しては、その必要性は多くの児童相談所で認識しているが、「非加害保護者」の概念や支援に関する認識の統一はまだ十分ではないと考えられた。また現実的な取り組み状況に関しても全国的にみると多様で、事例に常時遭遇する都市部の児童相談所においては一定取り組まれており、組織としての対応・支援方法も一定保有しているが、それ以外の年間の件数が少ないところではスキルの伝承が困難という状況が把握された。さらに背景にDVがある性的虐待事案における非加害保護者理解や、児童相談所とDV相談機関との連携の在り方にも課題が多いことが明らかになった。これらの現状から、非加害保護者・家族支援に関しては、現時点ではガイドブックの有用性が高いと考えられた。今後、「非加害保護者」の概念や支援に関する方法論に関する認識が一定整理されるようになった時点でガイドラインが作成されるにあたり、本ガイドブックは一定の指針になると考えられる。また性的虐待事案における家族支援の意義とその方法を示すことは、児童相談所のみならず、児童相談所の初期対応後のフォローを期待される地域の支援機関や学校における支援に際して、一定の指針として用いられることが期待される。

分担研究③：研究1年目の調査からは、施設

生活でのさまざまな配慮として、子どもの安全・安心を守るための取り組みや配慮、生活環境の整備、施設内の性教育の現状が把握された。生活環境の整備としては、近年のようにスマートフォンやSNS、ネット閲覧への対策が急がれる現状においては、若手職員や子ども達との意見交換もまた大切だと思われた。

また「最近3年間の被性的虐待児童の入所支援による変化」の質問では、2/3の施設において被性的虐待児童が入所支援によって改善していると捉えていた。現在の情短では必ずしも被性的虐待児童に特化した支援が行えているわけではないが、被虐待体験一般に重要と思われる「安心できる生活」「治療的な関与」「境界線が明確な生活」といった支援を徹底することで、被性的虐待児童が改善しているのではないかと考えられた。

家庭内性被害に関するトラウマやその影響に関する分析からは、「改善しなかったトラウマ記憶」が残存しているために引き起こされている症状が多く見られると思われ、入所初期にトラウマ記憶による反応が目立つ児童には、積極的にトラウマ反応への治療を行う妥当性があると考えられた。

生活支援として、安全・安心感と生活習慣の改善については、95%の児童が改善ありとされていた。心理療法で扱ったテーマは、「情緒の安定」、「生活上のストレス」、「対人関係の問題」が上位を占めており、上記した生活支援の安全・安心感覚の問題と密接であることがうかがわれた。個別・集団心理療法や心理教育は、児童の「安全、安心感（不安や怯えなど）」に何らかの改善効果があると評価されている一方で、「効果なし」の評価が6.5%あり、家庭内性暴力被害児の重症化がうかがわれる。症状や行動に関しては、多くのケースで個別・集団心理療法や心理教育の効果が評価されているが、「安全・安心感（不安や怯えなど）」よりも「症状・行動の改善」は効果が得難く、15%弱のケースで「効果なし」の改善困難に直面していた。医療に関して、診断名は反応性愛着障害が最も多く、次いで解離性障害、自閉症スペクトラム、ADHDであった。また、性暴力被

害児の40%強が向精神薬を内服していた。内服の対象症状は「感情の変化」「過覚醒」「行動の変化」の順に多く、「感情の変化」は情短での入所治療で改善は見られにくい症状と捉えられていたが、一方で精神医療の内服の対象に最もなりやすいことが示された。抑うつ症状や不安といった「感情の変化」は対応する向精神薬もあり精神医療が対象としやすい症状であり、今後、情短での精神医療の利用がスムーズになると感情の変化の改善は増加するのかもしれない。

これらを踏まえて生活支援・心理ケア・医療ケアの観点から作成したガイドライン（試行）を作成した。全国で550か所を超える児童養護施設などにも汎用されると考える。

E. 結語

平成20～22年度にかけて実施された「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」後の実践を経て、被害を受けた子どもへの初期からの治療的接近の必要性がより浮き彫りになっている。本研究では3つの研究班を構成し、被害に遭った子どもへの初期対応時点（一時保護）からの治療的支援と施設入所後の治療的支援、および子どもを支える非加害保護者への初期対応時点からの支援の在り方に関する研究を行った。研究1年目は、全国規模の質問紙調査を実施してその実態と課題を把握し、2年目にはさらに詳細な実態を把握するための質問紙調査や聞き取り調査の実施と分析を行い、また研究班員による協議を経て、「性的虐待・家庭内性暴力被害及びその疑い、あるいはその他の性暴力被害とその疑いのある児童の緊急保護（調査保護を含む）における一時保護の対応ガイドライン試行版2016年版」「性的虐待を受けた子どもを支える非加害保護者への支援（提案型ガイドブック2015年）」「情緒障害児短期治療施設版 性的虐待・家庭内性暴力被害児の生活支援、心理ケア、医療ケアのガイドライン（試行）」を作成した。

F. 健康危険情報

特になし。

G. 研究発表

①論文発表

「研究成果の刊行に関する一覧表」に示す。

②学会発表

1 山本恒雄：「虐待と性犯罪を中心に『子ども虐待と司法面接』、第14回日本トラウマティックストレス学会、シンポジウム「司法場面におけるトラウマをめぐる諸問題」、2015年6月21日、京都市

2 山本恒雄：「子どもからの事情聴取児童相談所と司法との関係について」、第21回日本子ども虐待防止学会新潟大会応募シンポジウム、「児童相談所における性的虐待対応とソーシャルワーカー子どもを守るためにこれからの10年に何をすべきか」、2015年11月20日、新潟市

3 山本恒雄「児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方（一時保護所での支援を中心に）」、第21回日本子ども虐待防止学会新潟大会応募シンポジウム、2015年11月20日、新潟市

4 八木修司：「性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方について」、第21回日本子ども虐待防止学会新潟大会応募シンポジウム、2015年11月20日、新潟市

5 岡本正子：「性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方について」、第21回日本子ども虐待防止学会新潟大会応募シンポジウム、2015年11月20日、新潟市

6 山本恒雄：「日本における体罰の実態について」、第20回ISPCAN世界大会・第20回日本子ども虐待防止学会学術集会 体罰防止シンポジウム、名古屋市

7 八木修司：「性的虐待を受けた子ども・性的逸脱行動を示す子どもへの支援—子どもの性の健全育成のための施設ケア—」第20回日本子ども虐待防止学会学術集会 名古屋大会シンポジウム、名古屋市、2014

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当しない。

「研究成果の刊行に関する一覧表」

書籍

著者氏名	論文 タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
山本恒雄	子ども虐待対応の手引き 平成25年8月 改正について	日本子ども家 庭総合研究所 編	子ども虐待対 応の手引き	有斐閣	東京	2014	349- 381
山本恒雄		アン・クリス ティン・セー デルボリ、ク ラーラ・ヘル ネル・グン ベルト、グン ヴォル・ラー ション・アバ ド	知的障害・発 達障害のある 子どもの面接 ハンドブック ー犯罪・虐待 被害が疑われ る子どもから 話を聴く技術	明石書 店	東京	2014	
山本恒雄	虐待対応から 始まる育児支 援の充実	日本子ども家 庭総合研究所	日本子ども資 料年鑑2014	KTC 中央出 版	東京	2015	26-27 189- 228
岡本正子	子育てと子ど も虐待	(一社)日本 家政学会家政 教育部会編	家族生活の支 援ー理論と実 践ー	建帛社	東京	2014	84-90

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
増井香名子、 丸橋正子、 加藤典子、 岡本正子	婦人相談所一時保護から 見るDV被害者とその子 どもの実態	子どもの虐待とネグ レクト	Vol.17, No.3,	400-407	2016
山本恒雄	東日本大震災・避難児童に 対する支援の総合的研究	日本子ども家庭総合 研究所紀要	第50集	3-34	2015
山本恒雄	児童相談所における保護 者支援のあり方に関する 実証的研究	日本子ども家庭総合 研究所紀要	第50集	35-58	2015
山本恒雄、 和田一郎 他	一時保護所の概要把握と 入所児童の実態調査	日本子ども家庭総合 研究所紀要	第50集	59-131	2015
山本恒雄、 林浩康 他	児童相談所における里親 認定に関する調査研究	日本子ども家庭総合 研究所紀要	第50集	133-161	2015

山本恒雄	介入的ソーシャルワークと司法関与	子どもの虐待とネグレクト	Vol.16, No.3,	256-262	2014
岡本正子、 牧野詠理	子ども虐待予防の観点からみる高等学校家庭科保育分野に関する考察	生活文化研究	Vol.51	1-22	2014

その他

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
岡本正子	性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）） 研究代表者 岡本正子	平成26年度 総括・分担 研究報告書	1-12	2015
山本恒雄 他	児童相談所における性暴力被害児への支援の在り方	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）） 研究代表者 岡本正子	平成26年度 総括・分担 研究報告書	13-32	2015
岡本正子 他	性的虐待・家庭内性暴力事案の非加害保護者を中心とした家族支援の在り方に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）） 研究代表者 岡本正子	平成26年度 総括・分担 研究報告書	33-91	2015
八木修司 他	情緒障害児短期治療施設等における性暴力被害児への支援の在り方に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）） 研究代表者 岡本正子	平成26年度 総括・分担 研究報告書	93-147	2015
山本恒雄 他	DV被害母子のケア・アフターフォロー及び児童福祉との連携の課題	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業） 研究代表者 森川美絵	平成25年度 総括・分担 研究報告書	121- 134	2014
山本恒雄 他	東日本大震災による被災児・遺児と親族里親支援に関する研究	厚生労働科学研究 地域医療基盤開発推進研究事業 研究代表者 五十嵐隆	平成25年度 分担研究報告書	211- 218	2014
八木修司 他	不登校・引きこもりを考える一関係機関との連携を通して	平成25年度兵庫県委託事業「清水が丘学園」 研究委員長 八木修司	平成25年度 学齢期からの 引きこもり予 防モデル事業 報告書	37-38	2014

Ⅱ 分担研究報告書

1—1 児童相談所における支援研究班

児童相談所における性暴力被害児への支援

分担研究者	山本恒雄	（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 客員研究員）
研究協力者	渡辺直	（千葉県銚子児童相談所 所長）
	青木栄治	（神奈川県中央児童相談所 一時保護所課長）
	渡辺裕子	（千葉県柏児童相談所 一時保護課長）
	妹尾洋之	（神奈川県平塚児童相談所子ども相談課長）
	稲葉史恵	（神奈川県中央児童相談所 児童福祉司）
	大久保牧子	（神奈川県中央児童相談所 児童福祉司）
	浅野恭子	（大阪府中央子ども家庭センター 地域相談課補佐）
	富田和士	（大阪府中央子ども家庭センター 保護第一課）
	村田雅子	（大阪府中央子ども家庭センター 保護第二課）
	丸山恭子	（カウンセリングルーム丸山 代表）
	和田一郎	（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 主任研究員）
	中嶋佐智子	（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 非常勤職員）

I 課題

1-1. 児童相談所における性的虐待対応のシステム化の現状と課題

全国児童相談所における性的虐待・家庭内性暴力被害に遭った子どもへの対応については「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版（柳澤 2009, 2010, 2011）」（以後、2011年版ガイドラインと表記）が厚生労働省「子ども虐待対応手引き 平成25年8月改正版」で性暴力被害に遭った子どもへの対応原則と規定されたことにより、特に通告受理直後の児童相談所の初期対応のシステム化が進んだ。これにより、性暴力被害に関する通告においては、通告受理直後の児童相談所職員による子どもへの直接の初期被害調査とそれに基づく調査保護の判断と実施、一時保護後に実施される子どもから性暴力被害の事実を聴き取る面接（被害事実確認面接：forensic interview）、性暴力被害に関する医学診察などが一定の基本手順として整備されてきた。

子どもからの被害事実の聴き取りのための法的な立証性に配慮した面接（国際的には forensic interview、日本では、被害事実確認面接、司法面接などと呼ばれている）については、NICHD（National Center of Child Health and Development）プロトコル日本版の被害確認面接法の開発を進めていた北海道大学司法面接支援室との協同作業により、日本版面接法の策定と児童相談所職員への継続的な研修実施を進めてきており、平成22年～27年度までに約960人の児童相談職員へのNICHDプロトコルのトレーニング研修を実施した。またこれと並行して民間機関による専門技術研修活動として、アメリカ合衆国のCornerHouseが開発したRATAC©プロトコル、あるいはその後継技法であるCornerHouse Forensic Interview ProtocolTM、またNCPTC（National Child Protection Training Center）プロトコルなどのトレーニングが実施されており、これらの専門的面接技術が全国各地の児童相談所の対応システムに実装されてきた。

これらの対応システムの構築の結果、児童相談所の性的虐待・性暴力被害事案についての初動対

応の実効性については、平成 19 年度には、性的虐待通告受理事例のうち、約 40%であった被害確認率（性的虐待・家庭内性暴力被害として通告された件数に占める対応結果として何らかの性暴力被害が実際に確認された事例の比率）が、平成 23 年度には 93%に向上した（全国児童相談所長会 2012）ことが確認されている。図 1 にそのシステムの概要を示す。

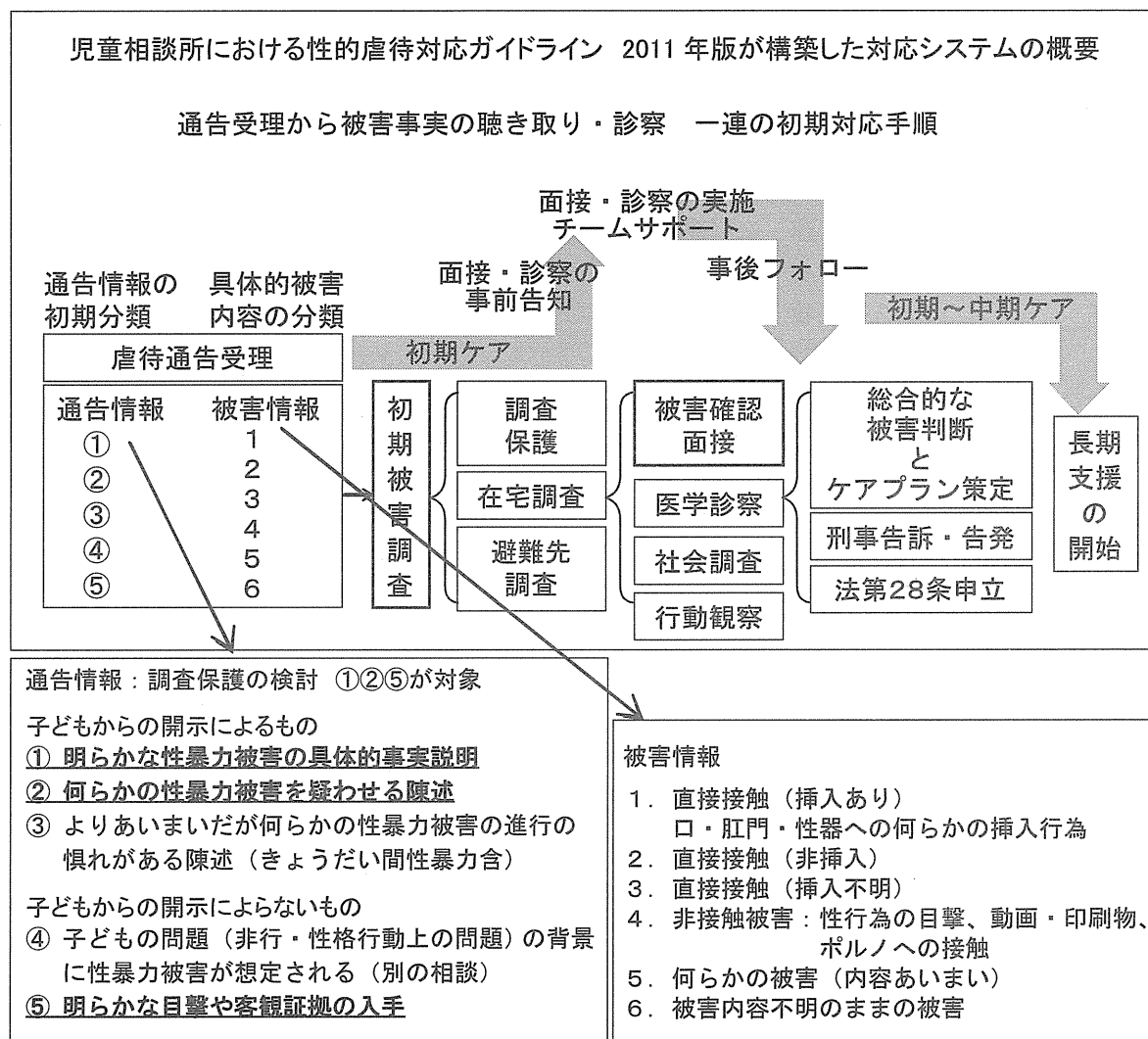


図 1. 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版に基づく初期対応の流れ

2011 年版ガイドラインでは分離保護後の子どもについての基本的なケアとして、分離直後からの個別的ケアの配慮、生活場面での安全問題の聴き取り、解離症状やストレス反応への注意、再被害の防止と症状悪化への対応などの基本事項を整理するとどまったが、それは全国各地の一時保護所の体制、実績としての経験数、一時保護中の個別ケアの体制などに相当のバラつきが認められたため、簡単には標準化・一般化が出来ないという事情による（山本ら/柳澤 2011 和田ら 2014）。

性暴力被害からの保護のために一時保護された子どもは、それまで隠してきた性暴力被害の事実発覚、被害事実への直面化のストレスにさらされることになり、多くの子どもに急激な事実の表面化によるショック反応、一時的な状態像の悪化、不穏状態がみとめられている（全国児童相談所長会 2012）。こうした性暴力被害にあった子どもの分離保護直後の不穏状態や行動上の問題は、性暴力被害にあった子どもに特徴的な処遇課題として、これまでも一時保護所において注目されてき

た（安部 2009）。2011年のガイドラインではこうした一時保護以降の子どもへの支援については基本事項の整理だけで、その詳細な対応の手順や専門的な援助については概括されるのみであった。また全国の児童相談所においても、性暴力被害にあった子どもの保護において専門的な処遇メニューを用意しているのはごく一部の現場のみであった（山本ら／柳澤 2011）。さらには一時保護以後の対応の困難さと本人の保護への抵抗を理由に、本来は一時保護が必要であるにもかかわらず、一時保護を実施できない事案も発生していること、あるいは一時保護以降の次の処遇場所がすぐに見つからず、一時保護が長期化する一因になっていることなどの状況が散見されていることも分かってきた（全国児童相談所長会 2012）。

1-2. 平成 25 年度における全国児童相談所の対応実態の把握

性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもの児童相談所における対応実態については平成 19 年度（山本ら／柳澤 2009）平成 22 年度（山本ら／柳澤 2011）、平成 23 年度（全国児童相談所長会 2012）の 3 度にわたって調査が実施されてきたが、刻々と変化する対応状況について、あらためて平成 25 年度の一時保護をめぐる状況について調査を行った。

1-3. 性的虐待・家庭内性暴力被害にあった子どもの一時保護からの支援課題の整理

2011 年版ガイドラインに基づく対応システムの整備により、通告受理直後からの児童相談所における初期対応が強化され、初期対応での被害の確認率、保護の必要な子どもの発見率はかなりの向上をみたが、その結果として、一時保護過程における性暴力被害に遭った子どもへの対応・支援につき、児童相談所の統一的な基本的対応手順、手法を具体的に整理する必要が生じてきた。性暴力被害にあった子どもへの治療的アプローチについてはいくつかの検討がすすめられてきているが（野坂ら、2011）未だに児童相談所の一時保護過程に標準的に整備されたものはない。

本研究ではこうした現状に基づき、性的虐待・家庭内性暴力被害により一時保護された子どもにつき、一時保護所における入所直後からの初期対応の標準的対応課題と、児童相談所としてのケースマネジメントにおける子どもへの対応・支援の手順についての情報を、全国の児童相談所における 2011 年版ガイドラインの実施状況と実務経験者の経験等から抽出整理し、それらをもって「2011 年版ガイドライン」を補てんする、一時保護所における入所直後からの初期対応の標準的対応についての試行版ガイドラインを策定することを目指すこととした。

II 方法

平成 25 年度の全国児童相談所における性的虐待・家庭内性暴力被害事案の対応実態については、特にガイドライン 2011 年版によってシステム化されつつある初期対応や、一時保護における被害確認、医学診察の体制等につき、全国の児童相談所からの情報収集を 2014 年度に行い、その全般的な整理を行った。

これらの調査情報の扱いについては個人情報の保護に配慮し、個々の回答か所、回答内容の個別特定が一切できない形でデータ集計し、データ処理については数値情報と個人情報の特定ができない一般化された情報項目のみを扱うこととする。また回収された元情報は分析終了後溶解処理することとする。これらの手続きを含め、本調査は日本子ども家庭総合研究所の倫理規定委員会の承認を得て実施された。

一時保護以降の一時保護所での対応については、児童相談所としての対応と一時保護所現場での対応について、それぞれ経験のある研究班メンバーにより、具体的な対応課題の抽出・整理を目指